

京都市地球温暖化対策条例施行規則（改正前）	京都市地球温暖化対策条例施行規則（改正後）
<p>○ 京都市地球温暖化対策条例施行規則</p> <p style="text-align: right;">平成17年3月29日 規則第95号</p> <p>京都市地球温暖化対策条例施行規則 (略)</p> <p>(身分証明書)</p> <p>第41条 条例第74条第2項に規定する身分を示す証明書は、第10号様式とする。</p> <p style="text-align: center;">附 則 (略)</p>	<p>○ 京都市地球温暖化対策条例施行規則</p> <p style="text-align: right;">平成17年3月29日 規則第95号</p> <p>京都市地球温暖化対策条例施行規則 (略)</p> <p>(身分証明書)</p> <p>第44条 条例第76条第2項に規定する身分を示す証明書は、第11号様式とする。</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、同項の証明書の様式は、国土交通省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令別記様式に規定する様式によることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">附 則 (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則（令和4年3月31日規則第121号）</u></p> <p><u>この規則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第8条の規定は、公布の日から施行する。</u></p>